

◆鏡石町空き家バンク登録物件チェックシート◆

【登録要件】		確認欄	
	項 目	登録者	町
1	登録しようとする空き家について、対象外の物件ではありませんか？ （老朽化が著しいもの又は大規模修繕が必要なもの、相続等による登記が未了のもの、暴力団関係者であるものなど）		
2	登録しようとする方は、空き家に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する方ですか？		
3	現在、空き家及び敷地は適正に管理されていますか？		
4	過去に何らかの事故が発生した事実はありませんか？		
5	空き家に関する交渉・契約などの媒介行為は、町が協定を締結している福島県宅地建物取引業協会に登録している宅地建物取引業者（以下、「宅建業者」という。）が行い、法で定められた媒介手数料が発生します。		
6	空き家の登録の際、町及び宅建業者が空き家の調査を行います。調査は建物の内部も行いますので、調査の際に立会いが必要です。（代理可能）		
7	調査の結果、空き家の状態や権利関係によって登録できない場合があります。		
8	空き家が登録されると、建物の概要や写真、間取り等が町のホームページ等に公開されます。		
9	登録した空き家を利用したい方の申込みがあった場合は、所有者の方の住所、氏名及び連絡先等を提供することになります。		
10	登録した空き家を利用したい方の申込みがあった場合は、利用希望する方の住所、氏名及び連絡先等が提供されます。この情報は、ご自身が利用目的に沿って利用し、決して他の目的に利用することがないようにお願いいたします。		
11	町は、交渉や契約等で発生するトラブルには一切関与しません。		
12	空き家バンク登録の有効期間（2年間）満了後、特段の申出がない限り更に2年間延長されます。		

【登録申込提出書類】

	項 目	登録者	町
1	鏡石町空き家バンク登録申込書（様式第1号）		
2	写真付き身分証明書の写し		
3	空き家バンク登録申込誓約書（別紙1-1）		
4	委任状（別紙1-2、所有者（共有者）に代わり申込みをする場合）		

年 月 日

登録者氏名 _____